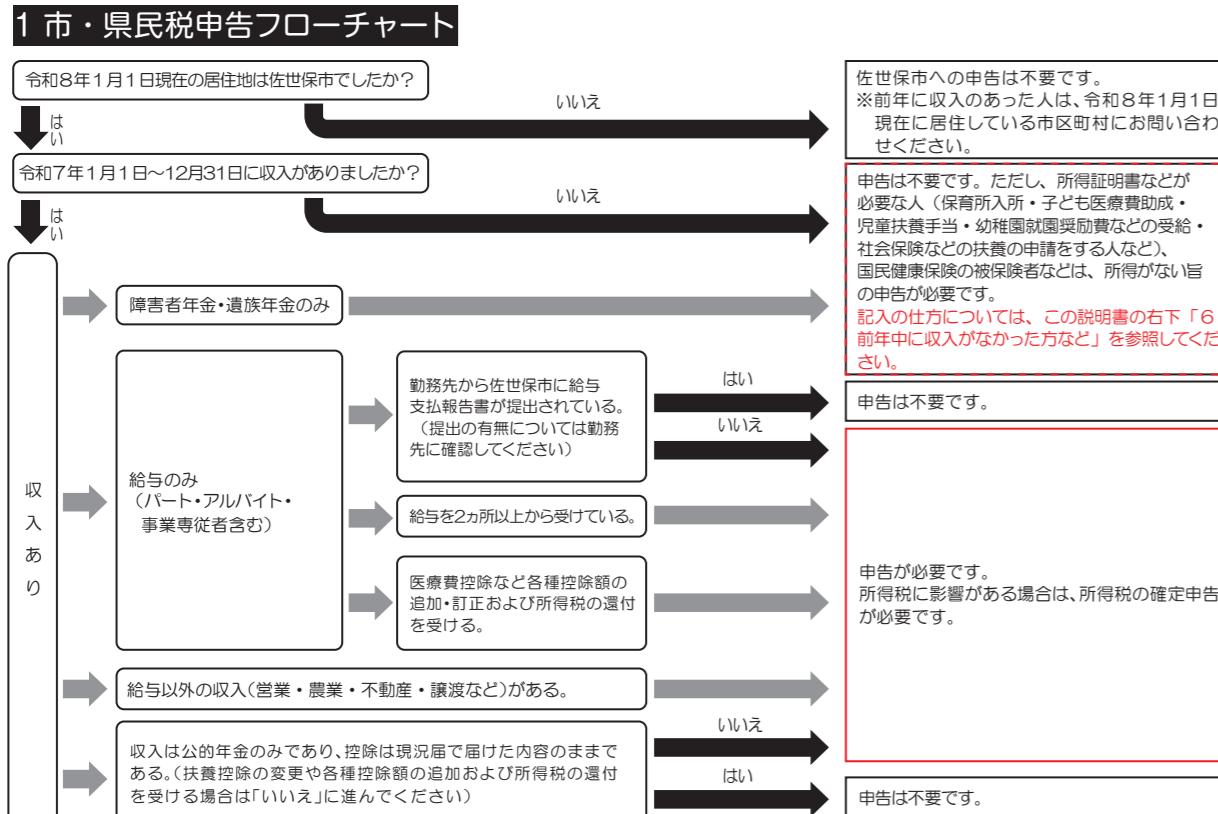


## 令和8年度 市民税・県民税・国民健康保険税等の申告書の書き方

令和8年度（令和7年分）の市・県民税・国民健康保険税等の申告の時期となりましたので、必要事項をご記入のうえ、申告書をご提出くださるようお願いします。



※上記のフローチャートは簡易的なものため、各々の状況により当てはまらない場合は市民税課へお問い合わせください。

※申告書の書き方はうら面をご覧ください。

2 申告の際に必要なもの（郵送される場合はコピーの添付をお願いします。）

- 【受付に必要なもの】

  - 市民税県民税申告書
  - マイナンバーの確認書類（マイナンバーカード・マイナンバーの記載がある住民票）  
　本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）
  - 【所得が確認できる次の書類のうち該当するもの（原本又は写し）】
  - ◆営業等所得者、農業所得者、不動産所得者
    - …収支内訳書（又は自作の諸表）、経費の領収書など
  - ◆給与所得者…令和7年分の源泉徴収票
  - ◆公的年金などの受給者…令和7年分の源泉徴収票
  - ◆配当、原稿料、講演料、個人年金、生命保険の満期返戻金などの所得がある方
    - …令和7年分の支払調書など
  - 【控除が確認できる次の書類のうち該当するもの（原本又は写し）】
  - ◆社会保険料控除（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など）
    - …令和7年中に支払った分の領収書、口座振替納付済通知書又は納付確認書
  - ◆小規模企業共済等掛金控除…共済掛金、心身障害者扶養共済掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等の証明書
  - ◆生命保険料、地震保険料控除…令和7年分の控除証明書
  - ◆勤労学生控除…学生証
  - ◆障害者控除…本人又は扶養されている方の障害者手帳や療育手帳など
  - ◆雑損控除…令和7年中の災害関連の支出の領収書
  - ◆寄附金控除…令和7年中の寄附金の受領書、領収書又は国税庁長官が指定した特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」
  - ◆医療費控除…**医療費控除の明細書**、医療保険者等の医療費通知書
    - ※セルフメディケーション税制を選択する場合は、セルフメディケーション税制の明細書  
(医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は必ずご自宅で作成してください。)

### 3 申告書の受付日程

- 申告受付日については、申告受付票に印字しています。
  - 申告受付日が空欄の方（返信用封筒を同封している方）は、必要書類を同封のうえ、令和8年2月12日（木）までに返送してください。

## 4 所得控除

※□の数字は「市民税県民税申告書」の記載欄の番号です。  
該当の控除がある場合は、申告書おもて面の対応する番号の欄に金額、氏名、生年月日、個人番号などをご記入ください。

控除の種類	控除の要件				
③②社会保険料控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者およびその他の親族分の社会保険料を支払った方 • 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・国民年金基金掛金・介護保険料・その他の社会保険料（退職後の任意継続保険料など） ※配偶者やその他親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている社会保険料はあなたの控除には該当しません。				
③③小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払った方				
③④生命保険料控除	令和7年中にあなたや配偶者および他の親族を受取人とする生命保険料などを支払った方 • 生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料 ※申告書には支払った金額を記入してください。				
③⑤地震保険料控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者および他の親族の資産に対する地震保険料・旧長期損害保険料を支払った方 ※申告書には支払った金額を記入してください。				
③⑦寡婦・ひとり親控除  (令和7年中の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税となります)	寡婦	• 夫と離別したあと再婚していない方で、生計を一にする子以外の親族（令和7年中の合計所得金額が58万円以下）を扶養しており、かつ、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方 • 夫と死別したあと再婚していない方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方			
	ひとり親	• 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（令和7年中の合計所得金額が58万円以下）を有する単身者（事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方）で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方			
③⑧勤労学生控除	令和7年中の合計所得金額が85万円以下（給与のみの場合、年収150万円以下）で、不動産所得・利子・配当・譲渡・一時などの所得が10万円以下の方				
④①障害者控除  (あなたが障害者で、令和7年中の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税となります)	あなたやあなたの同一生計配偶者および扶養親族で次のいずれかに該当する方 • 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交付されている方 • 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方 • 65歳以上の方で、障害者として福祉事務所長の認定を受けている方 ※同一生計配偶者…あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である方				
③⑨⑩ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）がいる場合、配偶者の令和7年中の合計所得金額が • 58万円（給与のみの場合、年収123万円）以下の方 …配偶者控除 • 58万円超～133万円（給与のみの場合、年収2,015,999円）以下の方…配偶者特別控除 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。ただし、同一生計配偶者が障害者控除の対象に該当する場合、障害者控除の適用は受けることができますので障害者控除欄と併せて記入し、同一生計配偶者にチェック印を入れて下さい。				
④⑪扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（事業専従者は除く）で、令和7年中の合計所得金額が58万円（給与のみの場合、年収123万円）以下の方 ※他の方と重複して同じ方を扶養親族とすることはできません。				
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	扶養親族のうち年齢16歳未満の方（平成22年1月2日以降生まれ） ※16歳未満の年少扶養親族の方についても、必ず氏名・生年月日・続柄・個人番号を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の判定に使用します。				

控除の種類	控除の要件
⑩特定親族特別控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（事業専従者を除く）で、年齢が19歳～22歳かつ令和7年中の合計所得金額が58万円～123万円（給与のみの場合、年収123万円～188万円）の方 ※必ず控除額を記入する必要があります。「④扶養控除・特定親族特別控除」の「特親」の欄に○をつけ、この説明書のうら面にある一覧表から控除額を計算して記入してください。 控除額の記載がない場合、特定親族特別控除は適用できません。
㉚雑損控除	令和7年中に災害などによりあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族が所有する住宅や家財などに損害を受けた方
㉛医療費控除	令和7年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他親族の医療費・医薬品購入費がある方（インフルエンザなどの予防接種にかかった費用や文書料等は対象となりません）。 ※医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の添付が必要です。 領収書の提出は不要ですが、申告後に提示又は提出を求める場合がありますので5年間は保管してください。 ※医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。申告後に控除区分を変更することはできません。
<p>●医療費控除を受ける場合</p> <p>次の計算式により計算した結果、残額のある方（控除額上限：200万円）</p> $(1) \text{ 支払った} - (2) \text{ 保険金等で} \quad - \quad \begin{array}{l} (1) \text{ 総所得金額等の } 5\% \\ (2) 10 \text{ 万円} \\ \text{のうち少ない方} \end{array}$ <p>(1) 支払った — (2) 保険金等で 医療費 補填される金額</p> <p>●セルフメディケーション税制の適用を受ける場合</p> <p>申告する方が令和7年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組を行っており、特定一般医薬品の購入費が12,000円を超える方（控除額上限：88,000円）</p> <p>※セルフメディケーション税制の適用を受けるにはセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。</p>	

## 5 所得金額調整控除

<p>調整控除の種類</p> <p>給与等の収入 金額が850万円 を超え、次の いずれかの要件 を満たす場合  (必要事項を 申告書うら面 「15 所得金額 調整控除に關 する事項」に 記載ください。)</p>	<p>控除の要件(所得金額の計算の際に給与所得の金額から控除します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が特別障害者に該当する</li> <li>・特別障害者である同一生計配偶者を有する</li> <li>・特別障害者である扶養親族を有する</li> <li>・23歳未満（平成15年1月2日以降生まれ）の扶養親族を有する</li> </ul> <p><b>所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1</b></p> <p>※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する 給与等の収入金額は1,000万円</p>
<p>給与所得および 公的年金等に 係る雑所得が あり、その合計 の所得が10万 円を超える場合</p>	<p><b>所得金額調整控除 = (給与所得+公的年金等に係る雑所得) - 10万円</b></p> <p>※給与所得および公的年金等に係る雑所得が10万円を超える場合は10万円</p>

#### 6 前年中に収入がなかつた方など

収入がなかった方、遺族年金・障害年金を受給されている方は、申告書うら面下部の「◆ 令和7年中に所得がなかった人などの記入欄」へ記入してください。

- ・該当する内容の番号に○をつけてください。
- ・扶養者に扶養されている場合は、あなたを扶養している方の氏名・続柄を1の欄に記入してください。
- ・遺族年金・障害年金等を受給している方は、3の欄の該当する年金に○をつけてください。(受給額の記入は不要です)
- ・生活保護受給中の方は、受給の状況と期間を4の欄に記入してください。

(裏面に続きます。)

